

健康保険

かんたん解説ガイド

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

日本の健康保険制度

日本の健康保険制度は、国民皆保険を基本とし、全ての居住者がいずれかの公的医療保険に加入する義務があります。医療機関での自己負担を軽減する相互扶助の仕組みです。主に会社員などが加入する「被用者保険」と、自営業者などが加入する「国民健康保険（国保）」に大別されます。

1 被用者保険

企業や官公庁などに雇用される従業員とその扶養家族が対象です。

| | | | |
|---------------------|---------------|------|--|
| 組合管掌健康保険 (健保組合) | 大企業等が設立。 | 共済組合 | 公務員や私立学校教職員が対象。 |
| 全国健康保険協会 (協会けんぽ) | 中小企業等の従業員が対象。 | 船員保険 | 船員が対象（協会けんぽが運営）。 独自の給付があります。例 下船後3か月の療養補償 |

2 国民健康保険（国保）

被用者保険に加入していない自営業者、フリーランス、年金受給者（75歳未満）、非扶養の学生などが対象です。都道府県及び市町村が運営主体ですが、同業者で組織する国民健康保険組合（国保組合）もあります。生活保護受給者は対象外、75歳以上は後期高齢者医療制度へ移行します。

被用者保険と国民健康保険の主な違い

両制度には、保険料算出方法、扶養の概念、一部給付に違いがあります。

| 項目 | 被用者保険 | 国民健康保険 |
|-------|------------------|---------------------------|
| 保険料算出 | 標準報酬月額・標準賞与額に基づく | 世帯の所得・人数・年齢等に基づき、自治体ごとに算出 |
| 保険料負担 | 労使折半（従業員負担は半額） | 全額自己負担 |

| 項目 | 被用者保険 | 国民健康保険 |
|---------|-------------------------------------|---------------------|
| 扶養制度 | あり（被保険者の保険料で扶養家族もカバー） | なし（世帯の加入者ごとに保険料が発生） |
| 傷病手当金 | あり（病気・ケガでの休業時、標準報酬月額約2/3を通算1年6か月支給） | 原則なし |
| 出産手当金 | あり（産休中の休業時、標準報酬月額約2/3を支給） | 原則なし |
| 出産育児一時金 | あり（1児につき50万円※） | あり（1児につき50万円※） |

※原則として、令和5年4月1日以降の出産については、1児につき50万円となっています。ただし、産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合や、産科医療補償制度に加入している医療機関でも妊娠週数22週未満で出産した場合は、48万8千円となります。

短時間労働者への社会保険適用拡大

パート・アルバイト等への健康保険・厚生年金保険の適用が段階的に拡大されています。

2024年10月からの変更点

- 対象となる事業所の従業員規模が「**51人以上**」に拡大されました。
- 従業員数は厚生年金保険の被保険者数で判断します。

対象となる短時間労働者の要件

以下の**すべて**を満たす必要があります。

- 週の所定労働時間が**20時間以上**
- 雇用見込みが**2か月を超える**
- 月額賃金（所定内）が**8.8万円以上**（残業代、賞与、通勤手当等は除く）
- 学生ではない**（夜間・定時制・通信制等を除く）